

平成19年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成19年12月10日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成19年12月10日

11日間

至 平成19年12月20日

第 3 諸般の報告

第 4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

（質疑・採決）

第 5 同意第 4号 公平委員会委員の選任について

第 6 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 9 議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定について

第10 議案第85号 京丹波町職員法令遵守推進条例の制定について

第11 議案第86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

第12 議案第87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 第18 議案第93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第95号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第96号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第97号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

- 1番 藤田正夫君
- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 4番 畠中勉君
- 5番 今西孝司君
- 6番 東まさ子君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山勲君
- 9番 西山和樹君
- 10番 山田均君
- 11番 室田隆一郎君
- 12番 篠塚信太郎君

- 13番 吉田 忍 君
14番 野口 久之 君
15番 野間 和幸 君
16番 岡本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19人）

- 町 長 松原 茂樹 君
副町長 上田 正 君
教育長 山本 和之 君
会計管理者 藤田 義幸 君
参事 田淵 敬治 君
瑞穂支所長 上田 進 君
和知支所長 岩崎 弘一 君
総務課長 谷 俊明 君
企画情報課長 田端 耕喜 君
税務課長 岩田 恵一 君
住民課長 伴田 邦雄 君
保健福祉課長 野間 広和 君
子育て支援課長 山田 由美子 君
地域医療課長 下伊豆 かおり 君
産業振興課長 山田 進 君
土木建築課長 松村 康弘 君
水道課長 藤田 真 君
教育次長 長谷川 博文 君
監査委員 人見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

- 議会事務局長 伊藤 康彦
書記 山内 圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして何かと慌ただしい今日このごろでございますが、議員の皆さんにとりましては、ますますご壮健でご活躍のこと、お喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・藤田正夫君、2番議員・坂本美智代君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの11日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの11日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に町長から提出されています案件は、同意第3号ほか、23件です。

後日、町長から追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る12月4日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本会議終了後、全員協議会、引き続き議会広報特別委員会、収賄事件調査特別委員会小委員会が開催されます。お疲れのところでございますが、ご苦労さんですが、よろしくお願いたします。

本定例会に、瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、同意第3号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。

本日ここに、平成19年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございました。

平成19年も残すところわずかとなりましたが、各位には、不祥事の発生など厳しい課題が発生する中、円滑な行政推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

去る11月30日の臨時会において、岡本議長様、野間副議長様の再任とともに、各委員会が新しく構成されました。言うまでもなく、議会は民主主義の根底をなす住民代表の組織として、議案審議等を通し、町的意思決定をいただく議決機関であります。

今後に置かれましても、議員各位には、町政全般にわたりご指導、ご支援賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

さて、平成20年度の国の予算案が大詰めを迎える中、編成に向けた財政制度審議会の建議では、地方交付税総額の増額要求に反論、地方の歳出改革に逆行し、適切でないとされ、国の財政再建優先の方向が明らかになり、我々地方自治体にとってさらに厳しい状況が懸念されております。

このような中、去る11月28日に行われた町村長大会では、果たして町村はこのまま存続し得るであろうか。平成の大合併により、2,500余りあった町村は1,000近くまで急減した。今回の一連の合併は地域に何をもたらしたのか。本当に地域が活性化しと言え得るであろうか。いわゆる構造改革の影の部分が地方を覆い、いまだ景気回復を実感できないでいる。これらは、「地域の再生」というよりも、むしろ「地域の衰退」を招くことになり、地域間格差はさらに拡大している。

加えて、三位一体の改革によるわずかな税源委譲と5兆円を超える地方交付税の削減により、税源が少なく、自主財源に乏しい町村は、かつてない財政的苦境に追い込まれている。

農山漁村が果たしてきた公益的な機能・役割、そのかけがえのない価値を十分認識し、町村が自立し、安定した財政運営のもとでさまざまな施策を展開し得るよう、地方交付税総額の復元をはじめ、税源委譲と偏在性の少ない地方税体形の構築、過疎地域をはじめとする農山漁村への新たな施策の展開、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の強力な推進、道路特定財源の現行税率の堅持と地方への配分比率の拡充、地方分権の推進などに特段の措置が講じられるよう、強く求めたところであります。

間もなく、来年度の地方財政計画の折衝が始まろうといたしておりますが、国と地方がお互いの信頼関係の中で、国・地方を通じた財政再建、地方自治の確率が議論され、実情に配慮した地方税財源の確保が図られるよう、強く願うものであります。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命についてであります。合併直後の12月議会で任命の同意をいただきました山本和之委員の任期が、合併特例により、明日11日に2年の任期満了となります。

山本委員には、平成14年の5月から、丹波町教育委員、教育長として、また引き続き京丹波町教育委員、教育長として教育行政の推進にご尽力いただいたまいりました。

このたびの任期満了につきましても、引き続きお力添えをいただきたくお願い申し上げましたが、この任期満了を区切りとして、新たな委員のもとでさらなる教育行政の進展を図っていただきたいとのご意志が固く、これを尊重させていただきました。

合併後における教育行政のさまざまな調整事項や教育環境の整備、発展に格別のご尽力をいただきましたことに、心より感謝を申し上げる次第であります。

後任の教育委員についてであります。京丹波町富田にお住まいの寺井行雄氏を任命することについて同意をお願いするものであります。

寺井氏は、昭和49年4月に丹波町職員に採用され、教育次長や議会事務局長を歴任されるとともに、合併後の京丹波町では参事、収入役職務代理を務めていただくなど、幹部職員として職員の先頭に立ち、町政の推進にご尽力いただきました。幅広い地方自治事務の経験と堅実な事務の執行、加えて、温厚、誠実な人柄から、多くの人々の信頼も厚く、今日的な教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 同意第3号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、先ほど町長より説明があったところでございます。

この教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めがございまして、委員は5名で組織する。任期については4年となっているところでございます。

それでは、原案を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命について 下記のことを京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町富田高屋30番地1 氏名 寺井行雄 昭和27年3月18日生まれ 平成19年12月10日提出 京丹波町長 松原茂樹

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、提案になっております教育委員の任命の職歴につきましては議案の裏側に載せていただいておりますが、提案になっております寺井行雄氏の学歴というのは、最終学歴はどうであったのか、ひとつお尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、提案理由にもありますように、教育行政の今の状況の中で非常に課題、学校の状況も踏まえてあると思うんですが、そういう中である程度やっぱり専門性といいますか、そういうものも非常に教育行政、一般行政とは独立したものでございますから必要かと思うんですけれども、今回提案になっております寺

井行雄氏は、これまで役場の職員として長年勤められて、行政畑ということになるんですが、その辺の考え方はどうなのか、1点伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 寺井行雄氏の最終学歴は、奈良県立短期大学が最終学歴でございます。

また、寺井氏は、32年間にわたり丹波町あるいはまた京丹波町の職員として奉職をしていただいてまいったわけでございますが、この間、18年間、教育委員会でさまざまな教育行政に携わっていただきまして、先ほども説明をさせていただきましたように、教育次長の経験もしていただいております、教育委員としてこれからさまざまな山積をいたしております本町の教育行政に、十分今日まで積み重ねてきていただきました経験、そしてまた識見等によりまして、その職務を十分こなしていただけるというふうに思っております。

加えて、議員、皆さん方もご承知のとおり、彼は本当にまじめ過ぎるほどまじめ一徹、そしてまた、その中には強い信念を持ってこの32年余りを公務員として勤め上げてきていただいた方でございますので、教育委員として最適任ではないかというふうに提案をさせていただいたところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第3号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

《日程第 5、同意第 4号 公平委員会委員の選任について～

日程第27、議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算
（第2号）》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります、日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから、日程第27、議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、

採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、これより、日程第5、同意第4号 公平委員会委員の選任についてから、日程第27、議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第2号)までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) 引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号 公平委員会委員の選任についてであります。大西好美委員の任期が、合併特例により、この12月25日に2年の任期満了となります。

大西委員は、瑞穂町教育委員会の同和教育や社会教育指導員、瑞穂町婦人会長を歴任されるなど、人権問題や社会参加の促進に熱心に取り組み、人格・識見とも高く、2年間の委員経験とともに、引き続き公平委員としてお力添えを賜りたく、再任をお願いするものであります。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、真野耕太郎委員の任期が、同じく合併特例により、この12月25日に2年の任期満了となります。

真野氏は、平成3年から丹波町固定資産評価審査委員会委員を5期14年間務められ、豊富な経験をもとに、引き続き京丹波町の委員としてご尽力いただいていたまいりましたが、この任期満了を区切りとして退任のご意志が固く、これを尊重させていただきました。

長年にわたり、適正な職務に精励いただきましたことに、心より感謝申し上げます。

後任の委員には、京丹波町口八田にお住まいの一谷 肇氏を選任することについて同意をお願いするものであります。

一谷氏は、人格・識見とも高く、丹波町議会議員として3期、また現在も農業委員会委員として本町の諸情勢や行政運営に精通されており、職務を適切に務めていただける適任者であると存じております。

諮問第2号及び第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。引き続き、岡本 均委員並びに野間幸栄委員を推薦いたしたくお願いしております。

両委員さんとも、現在2期目であり、広く社会の実情に通じ、信望が厚く、人権について深いご理解と認識のもとに、職務を適切に務めていただける適任者であると存じております。

次に、まことに残念な簡易水道整備事業をめぐる不祥事について、外部調査委員会の報告

や綱紀肅正倫理委員会において検証しますとき、その主たる大きな原因となったものは、公務員倫理の欠如であり、チェックすべき組織機能の不全、法令遵守等意識の未熟さであります。

町政への信頼回復と再発防止を徹底するためには、既に実施を行ったものに加え、継続して取り組むべきものや、今後における新たな取り組みなど、外部調査委員会や議会からのご提言を踏まえ、さまざまな視点からたゆまぬ努力を傾注してまいり所存であります。

このような中、公務員倫理の実効性を高め、コンプライアンス体制の確立を図るため、次の2議案の条例を制定することについてお願いしております。

議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定につきましては、町長等及び職員の職務に係る倫理の保持について必要な事項を定め、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑または不信を招くような行為の防止を図ることを目的とするものであります。

議案第85号 京丹波町職員法令遵守推進条例の制定につきましては、行政組織における法令遵守を推進するための制度的保障として、公益通報の処理や不当要求行為等への対処について定めるものであります。

次に、議案第86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の自己啓発等休業について定めるものの。

議案第87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、郵政民営化法等の施行及び証券取引法の一部改正に伴い、条例の規定の整備を行うもの。

議案第88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成19年人事院勧告に準じ、給料、扶養手当及び期末勤勉手当について改定するものの。

議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の特別徴収について定めるもの。

議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、未使用の場合の使用料徴収の廃止及び料金表の整理を行うもの。

議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、料金表の整理を行うものであります。

次に、議案第93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）では、補正前の額99億5,930万円から2,520万円を減額し、補正後の額を99億3,410万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、平成19年度も8カ月が経過し、事業の完了や経費の確定、進捗状況等精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ、編成したものであります。

主な補正につきましては、給与改定等に伴う人件費の補正をはじめ、総務費では、電算管理における丹波情報センターの機器保守終了に伴い、進めておりますケーブルテレビ拡張整備に先行して、接続環境を瑞穂情報センターに移行する経費等に889万1,000円、民生費では、障害者福祉費において対象者増に伴う日中一時支援事業に230万円、現状からの推移による心身障害者医療給付や日常生活用具給付等の扶助費に775万6,000円を追加いたしております。

農林業費では、緑の公共事業において間伐実施に200ヘクタールを計画しておりましたところ、京都府からの予算割当が76ヘクタールと大幅な減少となり、2,572万5,000円を減額いたしました。

その他、京の稲作担い手緊急支援事業、農業機械導入補助金や升谷奥ノ谷池整備工事など、事業の確定や工事変更などにより精査を加えたものであります。

土木費では、道路改良事業の進捗による工事費の精査を行うとともに、用地の購入や補償費に所要の追加をお願いしております。

教育費では、栗野区内の無動寺観音堂改修や口八田地内葛城神社曳山巡行映像記録に対する社寺等文化資料保全補助金に139万円を計上しております。

また、他会計への繰出金では、各特別会計内での財源や執行状況に応じ、所要の補正を行うとともに、公債費では、京都府未来づくり資金の利率3%超の借入金について借換措置が可能となったことから、繰上償還金に5,623万1,000円、借換債の発行に5,510万円を計上しております。

その他、歳入といたしましては、国庫、府支出金等、関連する特定財源の精査、調整を行うとともに、全体額の減額により、一般財源では財政調整基金の繰り入れを抑制し、1,406万3,000円の減額といたしております。

次に、議案第94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定では、補正前の額17億4,957万2,000円に1億3,248万6,000円を追加し、補正後の額を18億8,205万8,000円とすることをお願いしております。

現状の推移から、主に療養給付費を増額するとともに、高額療養費を減額するものであります。

質美診療所勘定では、補正前の額 1, 724 万円に 180 万円を追加し、補正後の額を 1, 904 万円に、和知診療所勘定では、補正前の額 3 億 5, 555 万 3, 000 円に 22 万円を追加し、補正後の額を 3 億 5, 577 万 3, 000 円に、和知歯科診療所勘定では、補正前の額 7, 015 万 8, 000 円に 28 万 5, 000 円を追加し、補正後の額を 7, 044 万 3, 000 円とすることをお願いしております。給与改定等による人件費、医業費の精査により所要の補正を行うものであります。

議案第 95 号 平成 19 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、事業勘定補正前の額 15 億 1, 263 万 4, 000 円に 9, 280 万 7, 000 円を追加し、補正後の額を 16 億 544 万 1, 000 円とすることをお願いしております。保険給付費等の精査見込みにより、所要の補正を行うものであります。

議案第 96 号 平成 19 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正前の額 17 億 2, 892 万 6, 000 円に 1 億 4, 467 万 4, 000 円を追加し、補正後の額を 18 億 7, 360 万円とすること。

議案第 97 号 平成 19 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正前の額 9 億 9, 036 万 1, 000 円に 1 億 6, 083 万 9, 000 円を追加し、補正後の額を 11 億 5, 120 万円とすることをお願いしております。

それぞれ多額の追加となるわけですが、そのほとんどが公債費の繰上償還として、水道事業特別会計では 1 億 4, 363 万 7, 000 円、下水道事業特別会計では 1 億 4, 970 万 1, 000 円を計上しております。なお、これらの財源には借換債を発行するものであります。

実質公債費負担比率が基準となる 18% を超えている現状から、財政の健全化は喫緊の課題であり、公債費適正化計画のもとに計画的な公債費抑制に取り組んでいるところでありますが、国が認めた本年度から 21 年度までの補償金免除での繰上償還ができる臨時特例期間に、でき得る限りの繰上償還や低利での借りかえを行い、高年度の財政負担を軽減しようとするものであります。

議案第 98 号 平成 19 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正前の額 1 億 319 万 6, 000 円から 296 万 9, 000 円を減額し、補正後の額を 1 億 22 万 7, 000 円とすることをお願いしております。主に、人件費、賃金等を減額するものであります。

議案第99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額1億6,064万3,000円に69万6,000円を追加し、補正後の額を1億6,133万9,000円とすることをお願いしております。基金積み立て、獣害対策や水路改修等の地域振興対策補助金を追加するものであります。

議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額1,130万円から70万円を減額し、補正後の額を1,060万円とすることをお願いしております。精査による直営林の保育作業委託料の減額等であります。

議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額903万円に49万6,000円を追加し、補正後の額を952万6,000円とすることをお願いしております。栗野区無動寺観音堂改修における地域振興事業補助金の追加であります。

議案第102号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出について、予算の組み替えをお願いするとともに、資本的収入及び支出について、補正前の額2,447万5,000円に1,582万6,000円を追加し、補正後の額を4,030万1,000円とすることをお願いしております。他会計同様に、補償金免除の繰上償還を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成19年度の統合簡易水道整備事業、工事請負契約案件につきましては、追加提案させていただきたく調整中でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

先ほど、6ページで、議案85号を58号と読み間違えましたので、訂正しておわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、同意第4号につきまして、補足説明をさせていただきます。

この公平委員会につきましては、地方公務員法に規定されるところでございまして、委員

は3名、任期は4年となっているところでございます。

この公平委員さんの主な職務でございますが、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定、必要な措置をとること。それから、職員に対する処分につきましての不服申し立てについての審査判定をしていただく機関ということでございます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第4号 公平委員会委員の選任について 下記のことを京丹波町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町質美大西25番地 氏名 大西好美 昭和22年8月7日生まれ 平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹
以上でございます。

それから、引き続きまして、同意第5号でございます。

この固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法の規定により設置するものでございます。定数は3名、任期は3年となっているところでございます。

主な職務でございますが、固定資産の課税台帳に登録された事項に関する納税者からの不服について、それを審査、決定する機関でございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。説明とさせていただきます。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記のことを京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町口八田岩ヶ鼻15番地1 氏名 一谷 肇 昭和8年7月31日生まれ 平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹

以上でございます。

なお、後になりましたが、それぞれお2人の職歴、履歴等については裏面のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長

○企画情報課長（田端耕喜君） 冒頭、町長より説明がございましたが、私の方からは今回議会でご意見をお願いいたしております任期満了に伴います人権擁護員候補者の推薦につきまして、関連がございます関係上、諮問第2号と第3号をあわせて補足説明の方をさせていただきます。

京丹波町で、現在11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいているところでございます。

このうち、今回は2名の委員さんの任期が満了となりますが、お2人とも人権擁護委員候補者として法務大臣に再推薦をいたしたく、ご意見をお聞かせ願うものでございます。

諮問第2号にて、再任候補として推薦させていただきました岡本 均さんでございますが、旧丹波町の須知伏拝26番地にお住まいで、昭和13年4月7日にお生まれの方でございます。

裏面の公的履歴にも掲載させていただいておりますとおり、現在、2期目の人権擁護委員さんとして経験もお積みいただいております。現在も、園部人権擁護委員協議会常務委員としてご活躍いただいているほか、男女共同参画社会推進委員監事としてもお務めいただいております。積極的な活動にご従事いただいているところでございます。

また、地域住民の信頼度も高く、人権擁護委員候補者として適任であると判断させていただきました。再推薦させていただきたく、ご意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第2号につきまして、議案書の方を朗読させていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記のことを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町須知伏拝26番地 氏名 岡本 均 昭和13年4月7日生まれ、平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹。

続きまして、諮問第3号にて再任候補として推薦させていただいております野間幸栄さんについて、補足説明をさせていただきます。

野間さんにつきましても、旧和知町の本庄若宮11番12番合地にお住まいで、昭和22年5月17日にお生まれの方でございます。

野間さんの公的職歴につきましても、裏面に掲載させていただいておりますとおり、現在2期目の人権擁護委員さんとして経験もお積みいただいております。

諮問2号でもお願いしております岡本さん同様に、野間さんにつきましても現在園部人権擁護委員協議会常務委員としてご活躍いただいているほか、同じように男女共同参画社会推進委員監事としてもお務めいただいております。積極的な活動にご従事いただいているところでございます。

野間さんにつきましても、地域住民の方々からの信頼度も高く、人権擁護委員候補者として適任であると判断させていただきましたので、再推薦いたしたくご意見をお願いいたします。

諮問第3号につきましても、議案書の方を朗読させていただきます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記のことを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町本庄若宮14番地15番地合地 氏名 野間幸枝 昭和22年5月17日生まれ 平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹。

先ほど、補足説明の中で地番の方を間違っておりまして、こちらの地番ということでございます。

以上でございます。ご審議賜りましてご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定についてでございますが、お手元に「京丹波町におけるコンプライアンス体制」という資料を配付させていただいております。この資料を見ていただきますと、何と申しましても町政に対する町民の信頼確保、公平かつ公正な職務の遂行が大原則であるわけでございますが、このための一つには、これまでの服務に関する規定に加えて、職員の倫理原則を明らかにするというところで、今回この倫理条例を定めようとするものでございます。

また、これに合わせまして法令違反等を防止するための体制整備を図るため、議案第85号では、法令遵守推進条例におきまして公益通報制度及び不当要求行為等への対応を定めようとしておるところでございます。

もちろんこの条例につきましては、単に条例あるいは規則を定めればよいというものではなく、この条例や、追って細部にわたります施行規則を含めまして、実効性のあるものでなければならないことは当然でございます。常に公務員としての倫理が保持できるよう、徹底してまいりたいと存ずるところでございます。

それでは、議案第84号 京丹波町職員倫理条例の制定につきまして、説明をさせていただきますと存じます。

第1条の目的でございますが、これにつきましては職員の執行の公正さに対する町民の疑惑、不信を招くような行為の防止をもって、公務に対する町民の信頼を確保することを目的といたすものでございます。

第2条では、この条例における用語の意義を定めさせていただいております。

第3条では、町長等及び職員の遵守事項ということで、関係法令を遵守するほか、この条例に従わなければならない。公正な職務の執行に当たること。それから、職務または地位を

私的な利益のためには用いてはならない。利害関係のあるものとの接触に当たっては、町民の疑惑不信を招くような行為をしてはならないという遵守事項を定めております。

第4条では、禁止行為等をさらに定めさせていただいておりますが、具体的な部分については規則で細かく定めさせていただく予定をいたしております。

管理職員の責務ということで、第5条では管理職員について、その職責に応じた責務を定めておるところでございます。

それから、第6条で、職員の報告義務等ということで、違法または公正な職務の遂行を損なうこととなる行為を求める要求があった場合、これを拒否すること。

それから、第7条で倫理監督者が出てまいります。報告しなければならないと定めておるところでございます。

第7条では、倫理監督者を置くということで、職員の倫理を監督する倫理の保持を図るために設置をするものでございます。

第8条では、職員倫理委員会の設置を設けております。職員の職務に係る倫理の保持、それから、これに必要な体制の確立を図るということを目的といたすものでございます。

第9条でございますが、職員に違反行為があった場合の措置を定めております。倫理監督者と連携して調査を行うこと。それから、この倫理委員会がその調査を任命権者に報告する。任命権者といたしましては、必要な処分、その他の措置を講ずると定めているところがございます。

なお、10条につきましては、この職務に係る倫理の保持を図るための研修について定めさせていただいたものでございます。

なお、この倫理条例でございますが、施行条例を定めまして、きめ細やかな倫理の保持ができるように、さらに努めてまいりたいと思っております。

それから、次に議案第85号の京丹波町職員法例遵守推進条例の制定についてでございますが、これも議案の条例の規定でございます。

第1条の目的でございますが、組織において法例遵守を推進するための制度的保障について、必要な事項を定めるものでございます。

第2条の定義においては、用語の説明をさせていただいておりますが、この第4号でございます。公益通報ということで、公益を守るために職員等が行政運営上の法例違反行為、あるいは人の生命、身体、財産、もしくは生活環境に重大な損害を与える行為が生じ、または、まさに生じようとしていると思慮することについて、通報することを定義といたしております。

それから、第5号でございますが、不当要求行為等ということで、違法行為の要求、その他、職員の公正な職務の遂行を妨げる行為、または暴力行為、その他、社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為という定義をいたしております。

第3条でございますが、そういった公益通報の必要があるというふうに職員が認めたときにつきましては、倫理条例で出てまいりました京丹波町職員倫理委員会に通報することを第3条では定めております。

第4条では、その公益通報について、できる限り確実な資料に基づいて根拠ある報告に努めるものとしているところでございます。

それから、第5条で、委員会の任務といたしまして、当該公益通報の内容の真否、重要性について速やかに調査を行うこと。あるいはまた、任命権者にその旨通知をすることを定めております。

それから、第6条で、公益通報を行った職員の保護ということで、そういった公益通報を行った職員が、人事、給与、その他、職員の身分及び勤務条件に関していかなる不利益な取り扱いも受けないということを定めております。

第7条の町長等の責務でございますが、町長等は通報職員または通報者が前条の不利益な取り扱いを受けたとき、または受けるおそれがあると認めるときは必要な措置を講じると定めているところでございます。

それから、第8条でございますが、公益通報に係る措置ということで、第5条に規定する委員会の通知を受けた後の町長等の対応を定めるものでございまして、その内容、重要性の程度に応じて公益通報に係る違法行為を停止、または適法な状態に回復するために必要な措置をとるということを定めているところでございます。

それから、第9条が、不当要求行為等への対処ということで、不当要求行為等があった場合は、当然職員としてはこれを拒否しなければならないこと。それから、そういった行為の報告を定めておるところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第85号の説明とさせていただきます。

次に、議案第86号 京丹波町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が改正されまして、8月1日から施行されたところでございます。

本条例につきましては、もとの法律の第26条の5の規定によりまして、職員が自己啓発のために休業を申請した場合における手続等について定めるものでございます。

条例の中身を見ていただきますと、その第2条でございますが、自己啓発等休業の承認ということで、在職期間が2年以上ある職員が申請をしてきた場合に、任命権者は公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修、または国際貢献活動、こういったものに対して参加、あるいは大学の履修をするということの場合は休業を承認することができるものと定めるものでございます。

この期間でございますが、大学等過程の履修については2年、国際貢献活動のための休業については3年以内となっているところでございます。

大学等の教育施設については、学校教育法等に定める施設、教育施設ということになっておりますし、国際貢献活動につきましては、第5条に定める奉仕活動に参加するというのが要件となっております。

以下、承認の申請期間の延長、あるいは取り消し、事由について定めさせていただいておるものでございます。

それから、第10条で職務復帰後における号給の調整ということでございます。これは、地方公務員法に定めがございまして、この自己啓発の休業中については給与は支給しないということになっているところでございますが、職務に復帰した場合には、その給与の位置づけについて第10条について規定をいたしたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第86号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号 政治倫理の確立のための京丹波町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、郵政民営化法等の施行によりまして、一つは、一番最後のページの新旧対照表を見ていただきますと記載がございまして、郵便貯金が廃止なされたところでございまして、この郵便貯金という条例に規定されていた表現を改正させていただくものでございます。

それから、もう一つは、証券取引法が改正されまして、証券取引法自体の法律が変わったところでございます。したがって、その部分の文言の表現を金融商品取引法ということに改正させていただきました。

それから、もう1点は、有価証券の定義の整備がなされまして、第2条の第5号に金銭信託という表現があったわけでございますが、この部分が新しい方の条例ではなくなっております。新しい方の第5号の有価証券、この中に服務という整理がなされまして、今回の条例から削除がなされたということでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第87号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例の改正につきましては、まずは今回の人事院勧告の概要について先にご説明申し上げておきたいと思っております。

本年の勧告に基づく民間給与との比較が出ております。企業規模50人以上の1万200民間事業所、43万人の個人別給与の実地調査に基づきまして、給料月額につきましては公務員と民間との格差でございますが、1,352円、0.35%、公務員給料が低かったという結果になっております。

また、ボーナスの支給割合でございますが、民間が4.51月、公務員が4.45月となっている調査結果が出ております。したがって、これらの結果に基づいて、平成19年度の人事院勧告がなされたものでございます。

あわせて、少子化対策についても配慮をして、扶養手当を500円引き上げ、現状の6,000円から6,500円とする勧告が出されております。

本町につきましても、この人事院勧告に準じまして、今回給与改定等を行うための条例を提案させていただくものでございます。

少しページが多いわけですが、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

この第1条関係ということで新旧対照表で見させていただきますと、扶養手当、これにつきまして6,000円から6,500円に今回改正をお願いいたしております。

それから、先ほど申し上げましたボーナスの支給割合の関係でございますが、公務員については期末手当と勤勉手当ということで、現状合わせまして4.45月というふうになっておるところでございます。したがって、今回の格差を0.05月ということで、公務員の場合は勤勉手当にそれをすべて反映をさせるということで今回改正がなされまして、勤勉手当の部分で、これまでの100分の72.5でありましたのを100分の77.5ということで改定をお願いするものでございます。

それから、次のページから、それぞれの給料表の改正をお願いいたしております。行政職の給料表でございますが、この太枠で囲った部分だけが今回引き上げ改定となるものでございます。

今回の改定の趣旨としては、初任給を中心に若年層に限定した改定ということでございまして、行政職給料表でも4級から6級の部分については全く現状のままということでございまして、3級、2級、1級につきましても一定の号給までの改定ということになっております。この1級から3級について配置しております職員は、主事から係長級までの職員でござ

います。

なお、改定の監査でございますが、200円から最高2,000円の号給の改定になっておるところでございます。

なお、1ページ以降、医療職給料表等も改定があるわけでございますが、行政職に準じて同様の改定をお願いするものでございます。

それから、一番最後のページ、第2条関係ということで、もう一度勤勉手当の改正が出てまいります。この勤勉手当につきましては、今回の改定分の0.05月分については、既に夏が経過をいたしておりますので、この12月にまとめて0.05月、平成19年度については改定をするということでございますが、20年度以降については夏季と冬季に分けて、0.05をさらに2分の1ずつ引き足しまして0.025月分ということになっております。したがって、この新旧対照表で見いただきますと、100分の77.5、それを100分の75という改定をお願いいたしております。

この改正規定については、平成20年度の勤勉手当から適用するというので、不足でうたわせていただいたところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第88号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

提案理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収を実施するため、必要な条例の改正を行うというものでございますが、特別徴収実施のために必要な事前の事務手続等を行う必要があるということから、本議会での条例改正をお願いするものでございます。

概要といたしましては、平成20年4月から、65歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者である世帯主で、同一の世帯に65歳未満の国民健康保険の被保険者がおられない場合、かつ年額18万円以上の公的年金の支払いを受けておられる場合、当該年金から介護保険料と同様に国保税の特別徴収を行うというものでございます。

具体的には、添付させていただいております新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。

非常にややこしい文面でございますので、かいつまんで申し上げますと、まず第9条で、徴収の方法に特別徴収を加えております。「国民健康保険税は、特別徴収の方法による場合

を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する」ということになっております。これが、これまででは普通徴収のみであったわけでございます。

したがって、次の第10条は、「普通徴収によって徴収する納期」というふうに改正するものでございます。

そして、次のページでございますけれども、第12条で特別徴収の規定を設けておりました、基本的には今申し上げました世帯主の方はすべて特別徴収で徴収するということになるわけでございますが、中ほどの括弧書きでございますが、「災害その他の」から始まるところでございますけれども、その2行下の「その他同条に規定するものを除く」ということとしまして、特別徴収の対象外になる方の規定がございます。これが、地方税法施行令第56条の89の2の第3項ということになってくるわけでございますが、これにつきましては、介護保険料との合計が年金額の2分の1を超える場合、また65歳未満の被保険者がいる場合、年金を担保に供しているなど全部の支払いを受けていない場合、そして、先ほども申し上げましたが、年金額が18万円未満である場合等ということになっております。したがって、これらに該当しない方が特別徴収対象被保険者であるということになるわけでございます。

なお、次のページから、13条以下でございますけれども、関係する特別徴収義務者の規定でありますとか、仮徴収等の事務手続などの規定となっておりますということでございます。

なお、施行期日につきましては平成20年4月1日でございますけれども、附則におきまして経過措置を定め、20年4月からの仮徴収に向けた事務を行うということにしております。

以上、まことに簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） それでは、議案第90号についてご説明を申し上げます。

議案第90号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について 京丹波町特定環境保全公共下水道条例（平成17年条例第169号）の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹

提案理由といたしましては、先ほどございましたように、使用料の徴収に関する改正及び料金表の整備を行うものということにいたしております。

次のページで、まず1点目でございますが、本条例の別表第1中、「未使用の場合、維持費として1,890円」を削る。これにつきましては、従来丹波地区におきましては推進委

員会と集落単位で下水道事業に取り組んできた経過がございまして、事業に係ります経費を受益者負担でという考え方から、地元協議会等で受益者の合意、あるいはご理解の上で、接続していなくても定額使用料の半額を徴収させていただいております。

現在、接続件数も順調に増加をしております、未接続の戸数も減少しておりますそんな中におきまして、独居老人世帯も増加しております、経済的な理由等から未使用料金を徴収することにご理解をいただけない、そんなケースも発生しております。平成20年4月1日から徴収しないこととして、条例改正をお願いいたしたいものでございます。

次に、2点目の別表第2、一般家庭の汚水の部にお示しをいたしてあります内容の表を加え、「事業所、施設等については町長が別に定める」を削るでございしますが、これにつきましては瑞穂地区の一般家庭以外の汚水に係ります使用料について明文化をするものでございます。

瑞穂地区の一般家庭以外の汚水の使用料につきましては、旧町の条例を引き継いで町長が別に定めると明記をいたしまして、旧町告示のまま運用をしております。

使用料につきましては、条例で定めることが適当ということでもありますことから、今回整理をして改正いたしたいものでございます。

以上、簡単でございますけれども、90号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第91号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第171号）の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹

提案理由といたしましては、使用料の徴収に関する訂正及び料金表の整理を行うものというところでございます。

次のページでございます。

これは、先ほどの議案第90号と同じような内容でございますが、まず1点目は、本条例の別表第1中、「未使用の場合、維持費として1,890円」を削るということで、これにつきましては先ほど説明させていただいた内容と同様でございます。

2点目の別表第2、一般家庭の汚水の部にお示しをいたしてあります内容の表を加え、事業所施設等については、「町長が別に定める」を削る、これにつきましても先ほどご説明をいたしましたものと同様でございます。

次に、3点目の別表第3、注2中、「別表第2を別表第3に改める」であります。これにつきましては和知地区の使用料における注釈で表示が間違っておりましたので、改正をいたしたいものでございます。

別表第3、注4中、「G I S A 3 3 0 2—1 9 8 8」を削るにつきましてでございますけれども、これは建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人数算定基準表というのがございまして、現行条例では「G I S A 3 3 0 2—1 9 8 8」ということになっておりますが、現在は「G I S A 3 3 0 2—2 0 0 0」というふうに変更されてございまして、基準の変更がありますたびに条例改正が必要ということになりますことから、整理をさせていただきます。条例運用を円滑に行うために削除をいたしたいというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第91号の説明にさせていただきます。

続きまして、議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第92号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第173号）の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年12月10日 提出 京丹波町長 松原茂樹

提案理由といたしましては、使用料に関する料金表の整理を行うものでございます。

まず1点目に、別表第3、一般家庭の汚水の部にお示しをいたしました内容の表を加え、「事業所、施設等については町長が別に定める」を削るでございますが、これは、先に説明を申し上げました議案第90号及び議案第91号と同様、瑞穂地区の一般家庭以外の汚水に係ります使用料について明文化をいたしたいものでございます。

次に、別表第3、注4中、「G I S A 3 3 0 2—1 9 8 8」を削る。これにつきましては、先ほどご説明を申し上げました議案第91号と同様、基準の変更がありますために条例改正が必要となりますことから、条例運用を円滑に行うために削除をいたしたいものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は、10時40分からいたします。

休憩 午前 10時20分

再開 午前 10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第93号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、補正前の額99億5,930万円から2,520万円を減額し、補正後の額を99億3,410万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表については後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページ、第2表の地方債の補正でございますが、今回、公有林整備事業につきまして、限度額を180万円減額の930万円とさせていただくものでございます。これにつきましては、追って歳出に出てまいります、事業費の減額に伴うものでございます。

それから、京都府の市町村未来づくり資金の借換債ということで今回5,510万円を計上させていただきました。歳出の36ページにも、今回5,623万1,000円の繰上償還を行うこととしての予算を計上させていただいておるところでございますが、これに伴います借換債ということでございまして、この借換債の概要につきましては、お手元に資料を配付させていただいております。かなり細かい表が載っております。京都府市町村未来づくり資金の借換えについてということでございまして、少しこの件についてご説明申し上げたいと思います。

この未来づくり資金の借換えにつきましては、国の方が平成19年度から補償金なしの繰上償還を3年間にわたって認めたところでございますが、京都府においての資金としてのこの部分についても、京都府が一定財政状況の厳しい団体に対しては配慮をするということで、例えば私どもの町でございますと、この対象団体の③に該当するわけでございますが、実質公債比率の18%以上というところの部分で、以前の未来づくり資金の利率の高いもの、貸付利率3%を超える部分については今回借換えを認めましょうということになったところでございます。

したがって、現在、本町でこの未来づくり資金で3%以上の利率で借りているものについては、少し細かい表で恐縮ではございますが、残っておる負債の額が5,623万579円あるわけございまして、この部分について借換えをいたしまして、低利な利率でもう一度借入金を借り入れするというところにいたしましたところでございます。

このまま借り入れを行わないことといたしますと、利子としては残る額287万3,000円余り支払うところでございますが、現在この利率を試算いたしますと、かなり安い利率

で借入れが行われるというふうに考えております。借入れを行った場合の利子としては、今後31万1,000円余りで済むのではなかろうかというふうに試算をいたしたところでございます。

したがって、今回の借入れの効果といたしましては、256万1,000円余り利子負担が圧縮されるものと考えているところでございます。

なお、この資料のページの裏面をごらんいただきたいと思うわけですが、後ほど水道なり、下水、病院事業の会計についても、町長の提案理由にございましたように、繰上償還、借換債の発行を計上させていただいております。少しお時間を借りまして、このことについても先に私の方からご説明を申し上げたいと存じます。

この公的資金の補償金免除の繰上償還につきましても、いずれも基本的な要件は、実質公債費比率が18%以上の団体ということになっておりまして、本町がこれに該当しているところでございます。

この繰上償還の時期及び対象額を見ていただきますと、資金名としては3種類ございます。旧資金運用部資金、公営企業の金融公庫の資金、それから旧簡易生命、これは郵政系でございしますが、簡易生命の保険資金というものが該当になっております。

それから、利率についても5%以上ということになっておるわけですが、それぞれ利率の率によって年度の設定がなされておりまして、それに基づいて3年間の間で償還をするということになっているところでございます。

この19年度で見ていきますと、年7%以上の地方債の借入れの残高が、一般会計では177万6,000円、病院会計では1,582万6,000円、それから水道会計で1億4,363万7,000円残っているところでございます。

以下、旧資金運用分については6%から7%、5%から6%に、ここに記載のとおり元金として残高が残っているという状況にございます。

それから、公営企業については2年間の償還期間ということになっておりまして、これも5%から7%未満、それから7%以上ということで、本町については7%以上は該当はないわけですが、5%から7%の間に残高として1,160万円、これは一般会計でございしますが、下水道会計が1億4,970万1,000円残っておる状況でございます。

なお、簡易生命の原資金については、これは20年からの2カ年というふうになっておりまして、5%から7%未満、あるいは7%以上、これは一般会計だけでございますが、元金の残高があるということになっております。

したがって、今回、一般会計については当初予算で2億円の繰上償還額を計上させて

いただいております。これらの中から該当する一般会計分については、19年度分として7%以上の残高が残っている177万6,000円、それから公営企業の5%から7%の間に残っております1,160万円、こういったものを2億円のうちから繰上償還をする予定でございます。少し、公営企業については調整事項がまだ残っているところでございます。

なお、2億円の部分のそれ以外の部分については、民間資金、いわゆる銀行等からの元金を繰上償還させていただく予定といたしております。

なお、今回の特別会計の補正予算でも、病院会計についてはこの7%以上の部分の1,582万6,000円、それから水道会計では1億4,363万7,000円、下水道会計では1億4,970万1,000円、この部分についての繰上償還、それに伴います借換えを今回補正予算として計上させていただいたところでございますので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお、これらの具体的な根拠あるいは要件等につきましては、お手元に総務省の方から出されました補償金免除繰上償還等実施要綱、これも配付をさせていただいておりますので、また後ほどごらんいただければと存じます。

以上、地方債の補正等の関係につきましての説明とさせていただきます、次にページをめくっていただきまして、事項別明細書3ページの歳入からでございます。

それぞれの歳出に計上いたしました事業の確定あるいは進捗状況によりまして財源を見積もって、今回歳入予算として計上させていただいたところでございます。

一般財源の関係でございますが、これは10ページでございますが、繰入金、財政調整基金の繰り入れでございます。これにつきましては、財源不足を補うためにこの繰り入れを行うことといたしております、補正前では2,083万2,000円計上させていただいておったところでございます。今回の補正の減額ということに合わせまして、繰入金については1,406万3,000円繰り戻すということとして編成をさせていただいたものでございます。

次に、12ページの歳出からでございます。

全体的には、各費目、人件費の補正をさせていただいております。今回の給与改定に伴う増加分につきましては、この一般会計で給料で120万円、勤勉手当、扶養手当で488万5,000円を見込んで計上させていただいたところでございます。

以下、主な補正について申し上げたいと存じますが、14ページでございます。

総務管理費の諸費、グリーンランドみずほ管理運営事業の工事請負費54万3,000円でございますが、消防法に基づく自動火災報知設備の設置費といたしまして、グリーンラン

ド内の森林浴レストランに設置をいたすものでございます。

それから、15ページ、電算管理費、委託料、システム改修委託料でございますが、889万1,000円計上させていただいております。

現在、この部分につきましては、丹波情報センターにおいて行政系と教育系のウェブ・Eメールのシステム環境を構築いたしておるところでございますが、ケーブルテレビの整備に先行いたしまして、この部分の行政系のウェブ・Eメール環境について先行して瑞穂情報センターの方に移行する経費といたしますものと、それから教育系のウェブ・Eメールのシステム環境があるわけでございますが、これにつきましては京都府の未来ネットを活用することといたしまして、これらにかかります経費を589万1,000円、この889万1,000円のうち589万1,000円を見積もっておるところでございます。それから、残りの300万円でございますが、これにつきましては京丹波町のホームページ、これもあわせて瑞穂の情報センターに委嘱するというに係ります経費を計上させていただいております。あわせまして、889万1,000円をお願いするものでございます。

それから、その下の情報推進費の委託料、利活用調査業務委託料1,720万7,000円減額とさせていただいております。これにつきましては、ケーブルテレビの整備事業の実施設業務として、当初予算には3,475万5,000円余り計上させていただいたところでございますが、既に入札を終えまして、入札時の予定価格2,887万5,000円でございますが、落札が1,653万7,500円ございました。したがって、そういった関係部分での減額を今回計上させていただいたところでございます。

それから、その下のシステム改修委託料374万8,000円でございますが、これは丹波情報センターにおけるネットワークの監視サーバー、これを更新するための経費でございます。

少しページをめくっていただきまして、18ページ、社会福祉費でございます。この障害福祉費の委託料でございますが、日中一時支援事業委託料で230万円の追加をお願いいたしております。当初、10名で見積もっておりましたところ、現状の推移15名が対象者ということでございまして、年間所要額730万円余りを見込みまして、今回その差額の追加をお願いするものでございます。

それから、一番下段の扶助費のところの心身障害者医療給付費679万6,000円の関係でございますが、これも前年度の決算見込み等を考慮して当初予算には計上させていただいたわけでございますが、当初年間3,661万円余りを見ておったところ、現状の推移から、4,340万円余り年度末見込みをするような状況で推移をいたしております。したが

いまして、その差額分について今回679万6,000円の追加をお願いするものでございます。

それから、老人福祉費の委託料101万1,000円の追加、食の自立支援事業委託料の関係でございます。いわゆる配食サービスでございますが、これにつきましても当初の利用者161名から、現状では172名ということで利用者が増えております。今後、月平均1,700食を見込んで所要の追加をお願いするものでございます。

それから、児童福祉費、児童福祉総務費の関係の扶助費のすこやか子育て医療給付費389万円の追加の関係でございますが、これにつきましても、当初3,400万円余りの計上をしておったわけでございますが、現状の推移からいたしますと、3,796万円余り年度末では見込みを立てまして、所要の追加をお願いいたしております。

それから、20ページの保育所費でございますが、負担金・補助及び交付金、他市町村保育所入所負担金110万円の追加分でございます。これにつきましては、他市町村へ入所しておる2名分の児童に係る追加をお願いいたしております。

それから、少し飛びますが、22ページの農業費、農業振興費でございます。それぞれ事業が確定、あるいは進捗状況により精査をさせていただいたところでございますが、負担金・補助及び交付金の一番下段の京の稲作担い手緊急支援事業補助金事業が確定いたしたところでございます。これにつきましては、安栖里の農作業組合にコンバイン1台ともみコンテナ2台を補助するという事業でございます。

それから、その下の畜産業費の農業機械導入補助金でございますが、これにつきましてはストックヤード、堆肥散布機、こういったものの精査によります減額をお願いいたしております。

それから、23ページの工事請負費349万円の減額でございますが、小規模老朽ため池整備工事ということで、升谷の奥の谷、これの工種変更による減額をお願いいたしております。

それから、23ページから24ページにかけての農村情報施設管理費、24ページの委託料でございます。ここに気象情報の委託料ということで、今回146万3,000円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、丹波有線情報システムの気象観測ロボットセンサーの再検定ということで、検定規則というのが上位法にあるようでございまして、その5年目に当たるということで、この検定に係る経費を計上させていただいております。

この気象観測ロボットセンサーについては、風向、風速、日射計、雨量計、こういったものを備えているものでございます。

それから、林業費の林業振興費、負担金・補助及び交付金でございますが、今回、緑の公共事業の補助金ということで2,572万5,000円の減額をお願いいたしております。町長の提案理由の説明にもございましたように、当初200ヘクタール、間伐材の搬出1,050立米ということで計画をさせていただいたわけでございますが、京都府の補助金の交付割当は76ヘクタール分、400立米分ということになりました関係で、減額をお願いいたしております。

それから、少し飛びますが、26ページの道路橋梁費、道路新設改良費の関係でございますが、ここの工事請負費910万円の減額については、個々の道路関係工事の終了あるいは進捗状況により精査を加えたものでございます。

公有財産購入費の650万円でございますが、これは別所和田線に係ります分でございます。

それから、補償補てんの70万円でございますが、大朴橋爪線に係る補償費でございます。

それから、27ページの住宅費でございますが、備品購入費175万円の関係でございます。公営住宅118戸分におけます住宅火災報知器の設置購入費でございます。

それから、少し飛びますが、29ページから30ページにかけての教育費の小学校費、30ページをごらんいただきたいと思えます。

ここの工事請負費67万5,000円の関係でございますが、三ノ宮小学校の特別支援教室におけます空調設備の設置工事費でございます。

以下、少し飛ばさせていただきます、34ページ、社会教育費の文化財保護費でございます。これも町長から提案説明があったところでございますが、無動寺の屋根トタンふきかえ工事に100万円、それから葛城神社の曳山巡行の映像記録に40万円、合わせまして140万円の補助をさせていただくものでございます。補正額は139万円と、1万円数字が減っておりますが、これは当初に組んでいる分と合わせてということでご理解を賜りたいと思えます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第93号 丹波町一般会計補正予算第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君） それでは、私からは、議案第94号 平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、事業勘定分について補足説明を申し上げます。

補正予算第2号、事業勘定分につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,248万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,205万8,000円

とすることを願います。

概要といたしましては、主に本年度の療養諸費につきまして、これまでの支払い実績等の見直しを行いました結果、すべて増額を図るという必要がございますことから、補正予算を上げさせていただいたものでございます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。

5枚めくっていただきまして、事項別明細書の5ページをごらんいただきたいというふうに存じます。

まず歳出でございますが、款1の総務費の一般管理費でございますが、職員手当につきましては保健師1名分の勤勉手当率の改正によるものということでございます。

次の工事費と備品購入費の計161万円になるわけでございますが、これにつきましては、来年度から始まります特定健診、特定保健指導の実施に係るパソコン等の機器購入と、その設置工事費でございます。事前に準備が必要であるというふうなことで、このたびの補正予算ということで上げさせていただいております。

次の運営協議会に係る報酬につきましては、医療制度改革等に関連をいたしまして条例改正等の審議をお願いする必要があるということで、これまで通常年2回の開催をお願いしておったわけですが、今回3回とさせていただくためのものでございます。

なお、今回提案いたしております条例改正並びに当補正予算につきましても、ご審議を賜ったところでございます。

次に、款2の保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費が4,500万円の増となっております。次のページでございますが、退職被保険者等療養給付費が9,400万円の増、一般被保険者療養費が230万円の増、退職被保険者等療養費が220万円の増、そして審査支払手数料が10万円の増ということでございまして、すべて増額となっております。

要因といたしましては、細やかな分析はできておりませんが、医療費の自然増と、それからまた退職者分につきましては被保険者の増加も影響しているというふうに考えております。

一方、次の高額療養費につきましては、一般分で750万円の減、7ページでございますが、退職者分では680万円の減というふうになっております。いずれも今年度の給付見込みにつきまして、現在までの支出実績と前年度実績における各月の支出状況等を勘案いたしまして見直しを図ったものでございます。

また、次の精神結核医療付加金35万円と、それから、8ページになるわけでございます

が、款6、保険事業費の疾病予防費、これにつきましては人間ドックの助成に係る部分でございますが、これにつきましても中間見直しをさせていただいたものでございます。

款9の諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金ということでございますが、前年度以前に資格喪失をされていた方に対する保険税の還付金ということでございまして、雇用情勢等反映いたしまして、資格の取得とか喪失が頻繁になっております。社会保険に加入をされましても届け出を行っていないというケースもございまして、そういった方に対しまして返還の必要が生じてくるというわけでございます。

次に、以上の歳出に見合う歳入部分につきましてご説明申し上げたいと思います。

3枚戻っていただきまして、事項別明細書の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、款3、国庫支出金といたしまして、一般被保険者の療養給付費の増加に対応いたしまして、療養給付費等国庫負担金1,621万9,000円と、次の普通調整交付金でございますが、4,371万2,000円を増額しております。

それから、款4の療養給付費交付金ですが、これは退職医療に係る分でございますけれども、これにつきましても7,141万3,000円を増額しておるということでございます。

それから、款8の繰入金につきましては、まず一般会計繰入金といたしまして、保険基盤安定分と国保財政安定化支援分の金額がいずれも減額となっておりますが、これが確定をいたしましたことと、それから増分といたしましては、今回の運営協議会報酬分と精神結核医療分、そして健康管理センター事業分の補正でございます。

最後の4ページでございますが、運営基金からの繰入金でございまして、現時点におきまます財源不足を補うというものでございまして、745万1,000円を繰り入れまして収支バランスを図るというものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○下伊豆地域医療課長（下伊豆かおり君） それでは、私の方から、診療施設勘定の補正予算について補足説明を申し上げます。

まず、質美診療所勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、補正後の額を1,904万円とするものでございます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

歳入につきましては、前年度繰越金180万円を計上いたしております。

次に歳出でございますが、総務費では臨時職員賃金6万9,000円と、医師会負担金等

8万5,000円を合わせまして19万4,000円を増額させていただくものでございます。

次に医業費ですけれども、医薬材料費160万6,000円を、支出見込み額によりまして追加をお願いするものでございます。

続きまして、和知診療所勘定におきましての補正でございます。

歳入歳出予算の総額に22万円を追加し、補正後の額を3億5,577万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、外来収入のその他診療報酬10万1,000円の増、健診、インフルエンザ予防接種等を見込んでおります。

手数料、使用料の病室使用料12万円を増額するものでございます。

繰越金につきましては、9月補正で誤りがございましたので、今回補正させていただくものでございます。

次に歳出ですけれども、総務費では、給与改定に関連するもの、人件費で50万8,000の増額を主なものといたしまして、一般管理事業で通信運搬費14万6,000円と手数料9万4,000円、これは介護保険サービスの公表に係ります審査手数料でございます。

あと、嘱託職員に係ります社会保険料の組み替えなど、支出見込み額に基づきまして25万6,000円の増額をお願いするものです。

医業費につきましては、医療用消耗器材費で、消耗品15万6,000円の増、機器物品等借上料は在宅酸素の使用料に係るものですが、30万円の減、医薬品衛生材料費では、血液検査に係ります検査委託料で40万円の減、いずれも支出見込み額の精査によるものでございます。

続きまして、和知歯科診療所勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に28万5,000円を追加し、補正後の額を7,044万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、その他の診療報酬で28万5,000円の増額をいたしております。自費診療の報酬に伴うものでございます。

歳出につきましては、総務費で給与改定に伴うもの28万5,000円と、臨時職員の退職に伴う減額56万2,000円を主なものといたしまして、一般管理費で49万6,000円を減額いたしております。

医業費では、自費診療にかかります消耗品、医薬材料費の増額をお願いするものでござい

ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第95号 平成19年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、主な概要を説明し、提案とさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,280万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億544万1,000円とするものです。

以降省略をさせていただきます。事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入の介護保険料についてですけれども、2,029万9,000円を追加するものです。これにつきましては、本算定等によるものでございます。

次に、国庫支出金についてですけれども、国庫から繰入金までの補正につきましては、サービス給付者数の増減及びサービス給付の内容変更によりまして、ルール分として増減が生じたものであります。

国庫負担金につきましては、1,407万6,000円の追加、ルール分として施設15%、その他給付20%。

国庫補助金につきましては、調整交付金610万9,000円の追加で、7%分でございます。

4ページをお願いいたします。

款の4、支払基金の交付金のうち、介護給付費の交付金2,705万9,000円につきましては、ルール分の31%分でございます。

同じく、府負担金の分でルール分として1,428万9,000円の追加となっております。

5ページの款の7、繰入金についてですけれども、介護給付費繰入金として1,091万円の追加となっております。

6ページをお願いいたします。

歳出、保険給付費のうち、地域密着型介護サービス給付費665万9,000円の追加となっております。これは、グループホームの分でございます。入所者が2名の増となっております。

施設介護サービス給付6,349万9,000円の追加の分につきましては、対前年同期と比較いたしまして、27名の入所者の増となっております。

続きまして、介護予防サービス等諸費743万円の追加の部分につきましては、当初比較

といたしまして毎月16%の増となっております、前年同期68件の増となっております。

項の4、高額介護サービス等費530万1,000円の追加、この分につきましては、高額介護サービスの伸びにつきましては、介護報酬単価の高い施設サービス等の伸びに比例をして追加となっております。

7ページの項の5、特定入所者介護サービス等費434万4,000円の追加、この部分につきましては施設利用の増加に比例したものとなっております。

8ページをお願いいたします。

基金積立金543万3,000円の追加、本算定により追加をさせていただきました介護保険料のうち、未充当分を積み立てするものでございます。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますように、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） それでは、議案第96号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4,467万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億7,360万円とする。概要といたしましては、繰上償還等によるものでございます。

以降、省略をさせていただきます、事項別明細書で説明させていただきます。

3ページをお開きください。

まず歳入でございますが、歳入の分担金及び負担金でございますが、水道事業分担金につきましては、新規加入分担金の見込みと実際に差異が生じたために、713万円の減額とするものでございます。

使用料及び手数料、水道使用料でございますが、過年度分の精査及び有収水量の見込みにより差異が生じたために、3,960万6,000円の減額をするものでございます。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、地方債、元利償還金の精査によりまして6万3,000円の減額をするものでございます。

基金繰入金につきましては、使用料収入の減によりまして、4,294万3,000円の追加をお願いするものでございます。

諸収入につきましては、平成18年度の決算に基づきまして、消費税の還付申告によりまして493万円の追加をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

地方債でございますが、償還金免除繰上償還の財源といたしまして、借換債1億4,36

0万円の追加をお願いするものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございますが、水道管理費、一般管理費は、人事院勧告によります人件費や維持修繕費が必要となりましたために、1,111万1,000円の追加をお願いするものでございます。

すみません、111万1,000円でございます。申しわけございません。

同じく施設費につきましては、和知簡易水道の設計委託費といたしまして1,422万5,000円の追加。工事費につきましては、精査によりまして委託料への同額振りかえ等をお願いいたすものでございます。

次に6ページでございますが、公債費、元金につきましては、補償金免除繰上償還のために1億4,363万7,000円を追加いたしました。利子につきましては、7万4,000円の減額とするものでございます。

以上、ご審議いただき、ご議決いただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、議案第97号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,083万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,120万円とするというものでございます。

以降、省略をさせていただきます、事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書、3ページでございます。

歳入、分担金及び負担金でございますが、下水道事業費分担金は、特定環境保全公共下水道の瑞穂処理区の管渠工事の新設に伴います受益者負担金255万円を追加するものでございます。

使用料及び手数料、現年度分につきましては、年間調定見込み額に徴収見込み率を勘案して補正をさせていただいております。

なお、未接続の使用料の還付につきましては、戻入緩和をして計上いたしております。

過年度分につきましては、11月末の収入済額で補正をいたしましたところ、次の4ページに掲載いたしましたように、464万9,000円の追加をお願いすることとなりました。

増額の要因といたしましては、特定公共下水の接続によります増加、及び、浄化槽の設置増加によるものでございます。

国庫支出金、下水道事業国庫補助金につきましては、特定環境保全公共下水道瑞穂処理区

の管渠工事の新設に伴います国庫補助金500万円の追加をお願いするものでございます。

繰入金につきましては、主に消費税の還付によりまして3,656万9,000円の減額といたしております。

5ページでございますが、諸収入の雑入は、消費税につきまして国税局の税法の解釈誤りによりまして還付を受けることになりまして、3,560万9,000円を追加するものでございます。

町債、下水道事業債につきましては、補償金免除繰上償還の財源といたしまして、下水道事業債、借換債でございますが、1億4,960万円を追加してお願いするものでございます。

6ページでございます。

歳出でございますが、総務費、一般管理費につきましては、人事院勧告によりまして人件費17万3,000円の追加をお願いするものでございます。

下水道費、農業集落排水費、施設管理費につきましては、主に和知地区の未使用者の使用料還付を行うもの、及び、平成18年度の消費税納付金の額によりまして、差し引き219万6,000円の減額をするものでございます。

公共下水道事業施設整備費でございますが、瑞穂処理区の管渠新設工事を行うもので、1,299万円の追加のお願いをするものでございます。

7ページでございますが、施設管理費は、修繕料及び委託料の精査によりまして、平成18年度消費税納付金の減額によりまして、差し引き17万9,000円の追加をお願いするものでございます。

浄化槽市町村整備推進施設費、施設管理費でございますが、浄化槽の修繕料の増加及び平成18年度消費税納付金の減額によりまして、差し引き8,000円を減額するものでございます。

次に、8ページの公債費、元金につきましては、補償金免除繰上償還によりまして1億4,970万1,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、ご審議をいただきましてご議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 議案第98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

今回お願いする予算につきましては、既定の歳入歳出それぞれの額から296万9,000円を減額し、合計額を1億22万7,000円と定めることをお願いするものでございま

す。

早速ではございますけれども、ページをめくっていただきまして、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

最初に、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算につきまして説明を申し上げます。

1目、運行事業収入につきましては、本年9月までの上半期の実績を踏まえまして、下半期部分の収入見込みを行い、算定させていただきましたところ、運賃収入で143万2,000円の減収が見込め、受託収入につきましては35万8,000円の減収見込みとなったために、減額の措置をお願いするものでございます。

原因につきましては、一般乗客の利用数が昨年同時期に比べまして約8割ということにとどまっているような結果となっております。これにつきましては、須知高校の通学生徒の利用者数の減がその中でも主だった原因であるというふうにつかませていただいております。

次に、3款の財産収入のうち、町営バス運行事業の基金利子の4,000円の減額でございますけれども、本年度分の利子につきまして5,531円ということで確定いたしましたことから、減額の計上をさせていただきます。

4款の繰入金につきましては、この後、歳出の方で説明をさせていただきますが、嘱託職員の1名の人員減にかかわります歳出減に伴う算定を行いまして、117万5,000円の減額措置をしようとするものでございます。

次に、4ページの歳出予算につきまして簡単にご説明を申し上げさせていただきます。

1目の運行事業費のうち、運行一般事業費の減額につきましては、先ほども説明させていただきましたように、本年の8月末で嘱託職員の1名が退職いたしました関係で275万円の減額が生じております。補足いたします人員の対応につきましては、臨時職員の雇い入れによりまして、運行に支障を来すことなく行っているところでございます。

また、あわせて人件費の減額もお願いしておりますが、21万9,000円の減額の主だった内訳につきましては、9月までの上半期における時間外手当の実績とあわせまして、下半期分の見込み額を加えました結果、不用となります予算につきまして減額の措置の方を行おうとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますけれども、議案第98号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上田 進君） それでは、議案第99号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきたいというように思います。

歳入歳出それぞれ69万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ1億6,133万9,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細の歳入の3ページでございますけれども、財産貸付収入5万4,000円の減額につきましては、マツタケ採取権収入の精査によるものでございますし、下の利子及び配当金16万円の追加につきましては今後の見込み額を、また下の諸収入、町預金利子6万6,000円につきましては、収入済額を計上いたしております。

また、雑入52万4,000円につきましては、電柱敷地利用等の歳入を計上させていただいたものでございます。

続きまして、歳出の4ページでございますが、一般管理費で23万2,000円、これは財政調整基金への追加でございますし、財産管理費16万3,000円につきましては、京都縦貫道工事用道路の貸付に伴います補償費の3分の1を地元区へ支払いをさせていただくものでございます。

また、諸費の30万1,000円につきましては、振興対策補助金といたしまして、井尻区への林道拡幅工事、中台区の有害鳥獣防止策の設置、和田区の水路改修への地元負担金の3分の1を補助させていただくものでございます。

続きまして、議案第100号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ70万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1,060万円とさせていただきます。

これにつきましても、事項別明細の歳入の3ページでご説明を申し上げたいというように思います。

財産貸付収入でございますが、これもマツタケ等の採取権収入の精査により、22万2,000円の追加をさせていただくものでございます。

基金繰入の232万9,000円の減額補正につきましては、繰越金の確定、また歳出の減額によるものでございます。

繰越金につきましては、確定額になりますよう、140万4,000円を今回追加させていただいております。

雑入3,000円につきましては、保険料の還付金でございます。

続きまして、歳出の4ページでございますが、一般管理費として10万円計上させていただ

だいております。

役務費の不足分3万円、それから償還金利子及び割引料で、過誤納付金等返還金といたしまして2,000円を計上させていただいております。これは、土地の貸付料の二重の納入が判明いたしましたので、2件分、2,000円の計上を新しくさせていただいております。

それから、財産管理費の80万円の減額につきましては、保育作業の委託金額が確定いたしましたので、今回80万円を減額させていただいたところでございます。

続きまして、議案第101号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）でございますけれども、歳入歳出それぞれ49万6,000円を追加させていただき、歳入歳出それぞれ952万6,000円とさせていただくものでございます。

これにつきましても、事項別明細の歳入の3ページでございますが、三ノ宮につきましてもマツタケの採取権の精査によりまして、今回16万6,000円の追加をさせていただいております。

また、基金の33名の追加につきましては、歳出不足分を取り崩すものでございます。

続きまして、歳出の4ページでございますが、今回、諸費といたしまして49万6,000円、三ノ宮地域振興事業の補助金として計上させていただいております。これも、栗野区無動寺観音像の屋根ふきかえ工事を、地域振興事業といたしまして100万円補助をさせていただくものでございます。今回、予算不足分49万6,000円の追加をお願いさせていただくものでございます。

よろしくご審議賜りまして、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 議案第102号 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

まず、収益的収支の補正につきましては、補正予定額はございませんが、今回の給与改定に伴い必要となります額につきまして、支出における所要額の見直しによりまして予算の組み替えをお願いするものでございます。

次に、資本的収支につきましては、このたびの公的資金の補償金免除繰上償還の対象となります起債について、年度末に一括繰上償還を行うのに必要な額1,582万6,000円を補正予定額とし、補正後の額を4,030万1,000円とするものでございます。

補正後の支出額に対して収入が不足いたします1,782万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

2ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、給与改定に伴う給料手当等増額分154万8,000円を、臨時職員の雇用人数、雇用形態等の見直しにより、賃金を減額いたしまして調整いたしております。

3ページの資本的支出につきましては、年度末一括繰上償還を行うための元金分を追加するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

来る12日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午前 11時40分